

岡山市福祉事務所等庁内LANパソコン賃貸借 仕様書

1 賃貸借の目的

岡山市の福祉事務所等で使用する庁内LAN接続用パソコン一式を賃貸借するものである。

2 賃貸借物件（以下「物件」という。）

賃貸借機器等明細書（別紙１）のとおり。

3 契約期間と賃貸借期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和１２年９月３０日まで

【岡山市長期継続契約を締結することを定める条例（平成１８年岡山市条例第７８号）に基づく長期継続契約】

ただし、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、この契約を解除する。

(2) 賃貸借期間

引渡期日 令和７年９月３０日まで

賃貸借期間 令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日まで

4 設置場所

(1) 物件の設置場所は、岡山市庁舎（本庁舎，分庁舎），保健福祉会館，各区役所庁舎，本市の各出先機関及び会議等で一時的な使用に供する施設とする。設置場所一覧（別紙２）を示すが，所属の新設・人事異動等により変更することがあり得る。

(2) 物件を使用してテレワーク・モバイルワークを行うため，設置場所一覧（別紙２）以外の庁舎外で利用する場合もある。

5 搬入及び撤去作業

(1) 搬入場所

岡山市北区鹿田町一丁目１番１号 岡山市役所保健福祉会館９階

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課

(2) 費用負担

搬入及び賃貸借期間満了後の設置場所からの撤去に要する費用は，受託者の負担とする。

(3) 撤去作業

賃貸借期間終了後は、岡山市において物件をすべて撤去し、受託者は岡山市庁舎内の指定された場所で当該物件のハードディスクドライブ（以下「HDD」という。）、ソリッドステードライブ（以下「SSD」という。）に記録されたデータについて、下記のいずれかの方法による廃棄を行うこと。また作業後はデータ消去又は電磁的記録媒体の破砕を証明する書類を作業後３０日以内に作成して岡山市に提出し、岡山市の確認を受けること。

ア) 物理的な方法による破壊

イ) 磁気的な方法による破壊 ※１

ウ) OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去 ※２

エ) ブロック消去 ※３

オ) 暗号化消去

※1 HDDのみ対応。

※2 HDDとSSDでは対応する消去ソフトウェアが異なるため注意。

また、初期化（フォーマット等）による方法は、媒体の記録演算子にデータが残った状態となるため、不可。

※3 SSDのみ対応。

なお、岡山市において OS 等からアクセス可能な領域をデータ消去又はデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する申し出があった場合のみ、受託者は受託者側の倉庫等で上記作業を行うことが可能。

6 その他の留意事項

- (1) 物件は、本契約に係る入札の執行時点において最新の製品又は同等のもので、かつ未使用のものであること。したがって、中古又は中古部品を使用したものは一切認めない。
- (2) 受託者が物件を賃貸する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器等と異なる機器等とならざるを得ない場合は、岡山市と事前協議を行うこと。
- (3) パソコンは、製造メーカー、型式、品番等が統一されていること。
ただし、マウスはパソコンと製造メーカーが同一でなくても可とするが、型式、品番は統一されていること。
- (4) 物件は、岡山市が製品を指定している場合を除き、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律/平成12年5月31日法律第100号）に適合している製品であること。
- (5) 物件の操作説明書は、日本語で記載されていること。
- (6) 物件について、岡山市の要請に応じて設定等の操作説明を行うこと。
- (7) パソコン初期設定・ネットワーク設定は岡山市が行う。受託者は工場出荷時状態で納入のこと。

（標準装備の部品の取り外しは可）

7 保証

- (1) 物件のメーカー保証期間中において故障が発生したとき、受託者は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。
- (2) リコール等、機器やそれを構成する部品に契約の内容に適合しないものがあるときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。
- (3) 上記(1)(2)の作業で端末入替及び HDD, SSD の交換を行う場合は、「5 搬入及び撤去作業 (3) 撤去作業」と同様とする。

8 保守業務

本賃貸借契約には、次のとおり物件の保守業務を含むものとする。なお、受託者は物件の引渡し後、賃貸借期間中にこの契約を支障なく行うために必要な当該機器の保守部品等を確保すること。

(1) 保守の日時

岡山市の開庁日（岡山市の休日定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(2) 障害時の対応

ア 物件に故障、機能停止等の異常が発生した場合は、岡山市からの指示に基づき、直ちに

担当者を作業場所に派遣し復旧すること。なお、当日午前中に受け付けた依頼は当日の午後に対応し、当日午後に受け付けた依頼は翌開庁日午前中に対応することを基本とする。

- イ 作業場所は原則として岡山市保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課とし、障害が発生した物件の設置場所から作業場所までの移設は、作業開始までに岡山市が行うものとする。

(3) 保守期間

本契約における保守期間は、令和12年9月30日までとする。

(4) 保守体制図の提出

障害発生時の連絡先、保守体制を明記した保守体制図を賃貸借期間開始までに岡山市へ提出すること。

(5) 作業結果報告書

上記(2)の作業終了後は、速やかに書面による作業結果報告書を作成し、その都度提出すること。

(6) 部品等の梱包並びに運搬費用

障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は受託者が負担すること。

(7) 廃棄物

受託者は、保守業務で生ずる梱包材等の廃棄物を、受託者の責任により処分すること。

(8) その他

ア 受託者は、物件に関し、迅速な保守・点検・修理等の体制を整備すること。

イ 物件の障害対応について、受託者が予め用意した予備機と交換することにより対応することは、原則認めないものとする。

ウ 受託者の障害対応要員の派遣費用及び修理に必要な部品費用等についても物件賃料に含めるものとし、本仕様書に記載する保守業務内容に関してはいかなるケースにおいても、岡山市に対して別途費用を請求することはできないものとする。

9 動産総合保険

物件には、受託者の負担において動産総合保険を付すること。

不測かつ突発的な事故（火災、水災、落雷、風、雪、雹、破裂・爆発、台風等洪水・高潮等、水漏れ、物体の衝突、輸送中の事故、盗難、茶こぼし、水損などの取扱不注意）等により機器が正常に稼動しなくなった場合の対応については、動産総合保険を適用すること。

なお、動産総合保険で対応する修理経費および動産総合保険で超過した修理費用のいずれも、岡山市に対して別途費用を請求することはできないものとする。

10 個人情報保護等

受託者は、本契約に基づく情報を保護するため、岡山市と個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

11 情報セキュリティ等

この契約による事務の処理の委託を受けたものは、この契約による業務を行うにあたり、情報セキュリティ等に関する特記仕様書（別紙3）に従うこと。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載がなくても、物件の設定、搬入及び回収・撤去に一般的に必要な作業、

消耗品等については、受託者の負担において提供すること。

- (2) 契約締結後、物件の仕様等を変更する必要がある場合は、岡山市と受託者協議の上変更できるものとする。

13 支払方法

賃貸料は毎月払いとし、当該物件の賃貸借期間における総額を60等分した金額を月額賃貸料とする。ただし1円未満の端数が生じるときはその分を最初の支払い月に支払うものとする。岡山市は請求を受けた日から30日以内に受託者に支払うものとする。

14 別途協議

仕様書に定めのない事項については、岡山市と受託者協議して別に定める。

賃貸借機器等明細書

1 品名・数量 ノートパソコン 37台

2 仕様等

項 目	内 容
CPU	インテル Core i3(第 12 世代以上)同等以上
メインメモリ	16GB
内蔵ディスプレイ	14 インチワイド FHD 液晶 解像度 1,920×1080 ドット(最大 1,677 万色)以上
ストレージ	SSD256GB 以上内蔵
有線 LAN	内蔵(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 以上対応)
無線 LAN	IEEE802.11a/n/ac/ax 対応、IEEE802.1X 認証対応
Bluetooth	Bluetooth 5.0 以上
光学ドライブ	不要
インターフェイス	USB3.1 以上対応ポート 3 基以上(うち 2 基以上は Type-A、1 基以上は Type-C) HDMI 端子×1 以上 マイク・ラインイン・ヘッドホン・ラインアウト・ヘッドセット兼用端子×1 以上
SD カードスロット	不要(標準装備で物理的に取り外せない場合は、スロットを塞ぐ又は BIOS 設定で無効にすることができること)
内蔵カメラ	無 有
内蔵マイク	有(ノイズキャンセリング機能又は指向性があること)
内蔵スピーカー	有
内蔵キーボード	日本語キーボード(JIS 配列準拠)(テンキー付でも可)
ポインティングデバイス	スクロール機能付きタッチパッド内蔵
マウス	スクロール機能付き光学式有線マウスを添付のこと
AC アダプタ	純正 AC アダプタを添付のこと
セキュリティ機能	盗難防止ワイヤー用スロット実装のこと
システムファームウェア	UEFI、セキュア ブート対応
セキュリティチップ	トラステッド プラットフォーム モジュール (TPM) バージョン 2.0 対応
グラフィックス	DirectX 12 以上 (WDDM 2.0 ドライバー) 対応
OS	Windows 11 Pro(64bit)

3 その他条件

- (1) パソコンは、製造メーカー、型式、品番等が統一されていること。

ただし、マウスはパソコンと製造メーカーが同一でなくても可とするが、型式、品番は統一されていること。

- (2) 添付物として、メーカー純正の再セットアップ用媒体及びドライバーソフト用媒体を2部用意すること。

- (3) 盗難防止ワイヤー用スロットがケンジントンロックに対応していない場合は、スロットに合う規格の盗難防止ワイヤーセット一式を台数分用意すること。

- (4) BIOS メニューから起動して、内蔵ストレージのデータ消去が可能な消去ツールを添付すること。
消去ツールは、本体に内蔵されていることが望ましいが媒体での提供も可とする。

- (5) パソコンには、DVD ビデオ形式の動画ファイル再生用ソフト（フリーソフトは不可）を添付すること。

設置場所一覧

所 属 名	住 所	台数
生活保護・自立支援課	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 保健福祉会館9階	6台
岡山市北区中央福祉事務所	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 保健福祉会館1階	6台
岡山市北区北福祉事務所	岡山市北区谷万成2-6-33	4台
岡山市中区福祉事務所	岡山市中区赤坂本町11-47	6台
岡山市東区福祉事務所	岡山市東区西大寺中2-16-33	4台
岡山市南区西福祉事務所	岡山市南区妹尾880-1	4台
岡山市南区南福祉事務所	岡山市南区福田690-1	5台
福祉ジョブ・サポート・スペース岡山	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 保健福祉会館1階	2台

注) 令和7年4月時点の設置状況をもとに作成したものであり、それ以降の人事異動等に伴い設置場所の台数は変動する可能性があります。

情報セキュリティ等に関する特記仕様書

（本特記仕様書の位置付け）

第1条 本特記仕様書は、賃借人岡山市（以下「甲」という。）と貸貸人（以下「乙」という。）が、締結する岡山市福祉事務所等庁内LANパソコン賃貸借契約（以下「本契約」という。）を履行するに当たり、岡山市情報セキュリティポリシーに規定する情報システム及び行政情報（以下「情報資産」という。）の適正な管理に資するために定めるものである。

（用語の定義）

第2条 本特記仕様書にて使用する用語の定義は以下に定めるもののほか、本契約で規定されたとおりとする。

（1）乙の従事者

乙及び本契約に基づく業務に従事する者又は従事していた者をいう。

（2）設置場所

本契約の賃貸借物件を設置する場所として甲が指定した場所をいう。

（3）作業場所

本契約を履行するに当たり、保守業務等を行う場所として甲が指定した場所をいう。

（作業管理）

第3条 乙の従事者は、設置場所又は作業場所において、賃貸借物件及び賃貸借物件以外の機器（プログラム、データ、設定情報等のソフトウェアを含む。以下「賃貸借物件等」という。）を毀損又は汚損することのないように細心の注意を払わなければならない。

2 乙の従事者は、本契約履行上、設置場所又は作業場所にある賃貸借物件等の移動、又は記憶媒体、紙文書等のデータの閲覧若しくは複写が必要な場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

3 本契約の履行に当たり、乙の従事者は、設置場所又は作業場所における労働安全及び災害防止対策に万全を期するものとする。

（守秘義務）

第4条 乙の従事者は、本契約の履行上で知り得た甲の情報資産に係る情報をみだりに他人に知らせてはならない。

（不正利用等の禁止）

第5条 乙の従事者は、本契約の履行上で知り得た甲の情報資産に係る情報を不正に利用し、又は廃棄等をしてはならない。

（外部提供の禁止）

第6条 乙の従事者は、本契約の履行上で知り得た甲の情報資産に係る情報を乙の従事者以外の者に提供してはならない。

（収集の禁止）

第7条 乙の従事者は、本契約に基づき甲の情報資産に係る情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超えて収集してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 乙の従事者は、甲の承諾を得ずに甲の情報資産に係る情報を複写し、又は複製してはならない。

(搬送時等の適正管理)

第9条 乙の従事者は、甲の情報資産に係る情報を搬送等する場合は、盗難、紛失等のセキュリティ事故を未然に防止する措置をとらなければならない。

(情報等の返却、廃棄)

第10条 乙の従事者は、本契約履行上甲から提供を受けた情報等については、使用する必要がなくなった場合は、本契約完了前であっても直ちに甲に返却しなければならない。

2 乙の従事者が使用するコンピュータに電子データとして保存した情報等で返却が困難であるものについては、前項の規定にかかわらず、別添「データ廃棄に関する報告書」により、甲に当該情報等を確実に破棄したことを報告しなければならない。

3 本契約の契約不適合責任に基づく成果品訂正の可能性を理由として、乙の従事者が本契約完了以降も第1項の情報等を引き続き保有することは認めない。

(賠償責任等)

第11条 乙の従事者が注意義務を怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙がその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。また、本項の義務については、本契約の完了を理由に免責されないものとする。

2 乙の従事者が、第4条から前条までの規定に反して当該情報等を不適正に取り扱い、そのことにより外部流出等の事故が発生した場合は、前項の損害賠償等の規定を適用するものとする。

(ウィルス対策)

第12条 乙の従事者は、本契約に関して使用するコンピュータ等に対し、ウィルス対策を万全に行うものとする。

2 乙の従事者が、設置場所又は作業場所で行う作業のために持ち込む外部記憶媒体は、CD-R、DVD-R等の追記・削除・書き換え等が不可能な媒体を使用するものとする。外付けハードディスク、USBメモリ等の書き換え等が可能な外部記憶媒体の使用は仕様書に記載がある場合を除いて原則認めない。

3 前項の外部記憶媒体については、作業のために必要な情報等を複写した後、乙の従事者が使用するコンピュータ等で使用しているウィルス対策ソフトにて、最新のパターンファイルを使用してウィルスチェックを行うものとする。

4 本契約の履行上の作業により、甲が所管するコンピュータ等に対しウィルス等を感染させた場合には、乙の従事者の故意又は過失の如何にかかわらず、また、当該ウィルス感染による被害の相手が甲又は第三者の如何にかかわらず、乙はその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

(事故の報告)

第13条 乙の従事者は、本契約の履行上使用する甲の情報資産について、盗難、紛失等のセキュリティ事故の防止に努めるとともに、当該セキュリティ事故が発生したときは、直ちに甲に通知し適切な措置をとらなければならない。また、遅滞なく書面をもって甲に報告しなければならない。

（情報セキュリティに関する調査及び監査）

第14条 本契約を遂行するに当たり、甲の監督員が、乙の従事者に対して情報セキュリティに関する質問又は資料提出等の要請を行った場合には、積極的にこれに応じるものとする。

2 甲が乙に対して、情報セキュリティに関する監査を行う必要があると認めた場合は、乙は本契約に関する範囲内において、乙の従事者の作業内容等に関する監査を含め、これを受け入れなければならない。

3 前項の監査に関する詳細は、別途協議するものとする。

（保守業務等）

第15条 乙が、本契約に係る賃貸借物件の保守業務等を第三者に委託する場合には、事前に、甲が定める所定の手続きを経ることとする。

2 所定の手続きを経て乙が委託した第三者（以下、「保守業務等の受託者」という。）が、さらに別の第三者に再委託することは認めない。

3 本契約の仕様書及び本特記仕様書の規定は、保守業務等の受託者に全面的に適用する。

4 保守業務等の受託者において本特記仕様書の規定に違反する行為があった場合には、乙と保守業務等の受託者は連帯してその責を負うものとする。

（訂正）

第16条 作業途中及び納入後に、乙又は保守業務等の受託者の責に帰する誤りや不良箇所が発見された場合には、速やかに無償で必要な対応を行わなければならない。

（規定の優先順位）

第17条 本契約にて個人情報を扱う場合において、別途締結する「個人情報の保護に関する法律に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」と本特記仕様書との規定が競合する場合には、「個人情報の保護に関する法律に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」の規定を優先して適用するものとする。

データ廃棄に関する報告書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

賃貸人 住所

氏名 ⑩

下記の業務において、作業の都合により、作業場所において複写して使用した下記のデータ等については、情報セキュリティを保持する観点から、業務完了と共に全て復旧不可能な状態で破棄又は消去いたしました。

同時に、この旨を業務に従事した技術者及び作業員に徹底し、情報の外部流出等の事故が発生しないように取り計らっていることも、併せてご報告します。

記

1 契約名

岡山市福祉事務所等用庁内LANパソコン一式に係る賃貸借

2 破棄又は消去したデータ等